

産後ケア事業のご案内

～産後の安心サポート～



出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートします。
体調が良くない、授乳がうまくいかず辛い、赤ちゃんのお世話がわからない、自宅での子育てを手伝ってくれる人がいなくて不安などの場合、産後ケア事業をご利用ください。

利用できる方

- 岬町在住の産後1年未満の産婦と乳児
- 産後に心身の不調または育児に不安がある方で家族等のサポートが得られにくい方。
※但し、医療行為が必要、感染症疑いがあるお母さん、赤ちゃんは利用できません。

ケア内容及び自己負担額

- 母へのケア（母体の健康相談、乳房ケア、休息の確保 等）
 - 児へのケア（乳児の健康状態の確認、体重等の発育の確認 等）
 - 授乳相談、沐浴の実施もしくは相談、児へのかかわり方の相談、育児相談等
- ※上記以外のケアをご利用された場合は、別途自己負担が必要となります。
※利用者負担金は施設でお支払いください。



	食事	利用者負担金 ※		利用期間
		課税世帯	非課税世帯・生活保護世帯	
ショートステイ （宿泊のご利用） 原則午前10時～翌日午前10時	1泊 3食	1泊2日：3,300円 （多胎児加算1,500円）	0円	合わせて 7日間まで
デイサービス （日帰りのご利用） 原則午前10時～午後7時	1日 2食	1日：1,800円 （多胎児加算900円）	0円	
短時間デイサービス 原則2時間程度	なし	2時間：490円 （多胎児加算240円）	0円	3回まで

利用方法

保健センターへの事前申請（原則、利用希望日の3日前まで）が必要です。

- 利用申請：「産後ケア利用申請書兼情報提供書」に必要事項を記入し、保健センターに提出してください。
＜持ち物＞母子健康手帳・印鑑
※申請受付の際に、現在の母子の様子や希望のケア内容等をお伺いいたします。
※ご利用されるご本人（母）以外の、代理の方の申請も可能です。（退院前の申請可）
- 利用決定：利用の可否の検討及び施設と希望日時の調整を行い、決定後「産後ケア事業利用承認決定通知書」をご自宅へ郵送します。
- 利用：「産後ケア事業利用決定通知書」をご持参の上、ご利用ください。

利用の取消し・変更

○利用の申請内容の変更や利用の辞退をする場合は、利用施設に直接連絡するとともに、「産後ケア事業利用変更申請書」を保健センターまで提出してください。
(キャンセル料が発生する場合があります)

○何等かの理由で利用を中断した場合は、1日分(1回分)を利用したものとし、一部負担金をお支払いください。ただし、ショートステイについては、午後7時までに利用を中断した場合は、デイサービスに切り替えて利用したものとししますので、その額をお支払いください。

宿泊利用に必要なもの

母子健康手帳・保険証・必要な母子の衣類、洗面用具、オムツ、おしり拭き、ミルク哺乳瓶 等各施設のご案内ちらしをご覧ください。

利用できる施設

※利用施設により利用できる月齢が異なります
詳しくは保健センターへご相談ください

施設名	所在地	電話番号	ショート	デイ	短時間デイ
谷口病院	泉佐野市大西 1-5-20	463-3232	○	○	○
笠松産婦人科	阪南市鳥取中 192-2	471-3222	○	○	○
阪南市民病院	阪南市下出17	471-3321	○	○	○
きた助産所	泉佐野市上之郷 5090-5	475-7313	○	○	○
津田助産院	岸和田市下野町 2丁目2-1	468-6630	○	○	○
日本赤十字社和歌山医療 センター	和歌山市小松原通 4丁目20	073-422- 4171	○		

その他注意点等

○兄弟のご利用については原則できません。申請の際にご相談ください。

【問い合わせ先】 岬町立保健センター

電話:072-492-2424・2425 FAX:072-492-2433